

利尻富士町フェリー一積載自動車航送料助成金募集要領

利尻富士町民が、フェリーに自家用自動車を積載し、北海道本土とを往復する必要が生じた場合、新型コロナウイルス感染症の感染リスク低下と町民の経済的負担の軽減を目的に、自動車航送料の往復運賃の一部（半額）を助成いたします。

【対象者】 利尻富士町民（自家用自動車をフェリーに積載する運転者）

【支援内容】 駕泊港を起点とした自家用自動車の稚内往復運賃の半額を助成します。

【事業期間】 『令和2年8月8日駕泊港出発から9月30日駕泊港出発まで』

※予約受付は8月6日から開始します。

※助成対象者が予算額に達した場合、期間内でも、その時点をもって受付を終了いたしますのでご了承ください。

【支援条件】

・使用車両は利尻富士町民が所有及び使用する自家用自動車とする。

・駕泊港を起点に14日以内で北海道本土とを往復すること。

（稚内起点の利尻への往復又は離島間の往復は対象外とします。）

・適用する車両は6m未満までの定員2名以上の普通自動車及び小型自動車に限ります。（トラック・バス・バイク・自転車等は対象外）

※ハートランドフェリー(株)の離島住民に対する自家用自動車の自動車航送料の割引適用者が支援対象となります。（軽トラは除く。）

【申請方法】

(1) ハートランドフェリーに往復料金で予約し、予約番号をお控え願います。

(2) 電話等により水産港政係へ申込み願います。申込みは、①住所・氏名・電話番号
②出発日③帰島予定日④車両の長さ⑤往復の予約番号を伝えることで申込完了となります。

※申込完了者は助成対象者として決定し、後日、町より申請書類を郵送致します。

(3) 帰島後2週間以内に助成申請書に往復の自動車航送料を貼り、自動車運転免許証・自動車検査証・指定口座の写しを添付し提出願います。

※非接触推奨のため郵送による提出を基本とします。

(4) 申請書を審査し、適当と認めた場合、指定口座に振り込み致します。

【利用に関するQ&A】

Q：どのような利用の場合、対象になりますか？

A：家族等の入退・通院等の送迎や、お子様の習い事、高齢及び持病があるので人混みを避け移動したいなど、島外にて感染リスクを低減したい場合を想定しています。

Q：どうして8～9月限定なのですか？

A：全国からの来道者は例年8～9月が最も多い時期であり、利尻島も同様であることから、人の移動が増えることによる社会的距離を確保するためにも、期間限定で実施することとしています。

問合せ先：役場産業振興課水産港政係（TEL82-1350、FAX82-1373）